

－ 稚内ブランド認定申請の募集について（募集要項） －

稚内ブランド推進協議会では、稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産物や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産された産品や稚内が誇る文化・自然等を『稚内ブランド』として認定し、広く国内外へ情報発信することにより、稚内産の物産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指しています。

つきましては、「稚内ブランド」の認定にかかる申請を下記のとおり募集しますので、「稚内ブランド認定要領」等を参考の上、申請願います。

なお、平成31年4月に認定を受けた「加工品」につきましては、令和4年3月に有効期限を迎えることから、再申請・再審査の手続きが必要となります。再度、稚内ブランドの認定を希望される場合は、再申請をお願いします。

記

1. 募集期間

令和3年11月1日（月）～令和3年11月26日（金）

2. 申請資格

稚内市内に本社又は事業所があり、申請する産品の生産者及び食品製造業を営む個人、法人又は団体であって、市税の滞納がない者を対象とします。

3. 対象となる産品

- ①原材料：稚内でしか生産（漁獲）されていないものや、稚内での生産量（漁獲量）が日本有数であるもの、または、他地域で生産（漁獲）されるものと比較して稚内ならではの特徴や優位性がある水産物及び農畜産物。
- ②加工品：稚内ならではのもの、稚内らしいもの、稚内をイメージできる飲食料品で、下記の条件のどちらかを満たしているものとします。
 - A. 主原料に稚内産もしくは北海道産の素材を使用し、生産・製造・販売に至るまでの間に市内事業者が深く関わっているもの
 - B. 主原料が稚内産もしくは北海道産ではないが、かつて稚内産のものが相当のシェアを占めていたなどの歴史的背景があり、かつ、その加工について、原材料の仕入れから製品化までを一貫して稚内において行っているもの

4. 申込品数

応募できる商品は、一事業者につき、原材料、加工品のそれぞれ2品までとします。
（原材料は更新が必要な認定品を除く、加工品は再申請が必要な認定品を除く。）

5. 申込方法

申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて稚内ブランド推進協議会（事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課内）まで提出して下さい。（持参又は郵送）

申込様式、認定要領は、稚内ブランド推進協議会 HP からダウンロードすることができます。また、市役所水産商工課にもご用意しています。（一品毎に申請書を作成）

6. 提出書類

●原材料

- ① (様式 1-1) 【原材料申請用】 稚内ブランド申請書 (新規申請用)
- ② (様式 2) 稚内ブランド認定申請調書
- ③ 添付書類 申請製品の写真等 (パンフレット可)

※更新の場合は、(様式 1-2) 【原材料申請用】 稚内ブランド申請書 (更新申請用)、
稚内ブランド事業実績報告書を提出。

●加工品

- ① 稚内ブランド申請書【加工品申請用】(様式 1)
- ② 稚内ブランド申請確認書
- ③ 稚内ブランド申請調書(様式 2)
- ④ 誓約書(様式 3)
- ⑤ 納税証明書(市税に滞納がないことの証明書)
- ⑥ 申請商品のパンフレット又は写真等
- ⑦ 商品表示の写し又はパッケージ(商品表示貼付のもの)
- ⑧ 製品ができるまでの各工程の写真 10 枚以上
- ⑨ 食品検査の結果の写し(写し可。令和 3 年 4 月 1 日以降のもの)
- ⑩ 主原料の産地証明書(取引先等が発行した製品規格書・納品書等、原材料の産地がわかるもの)
- ⑪ 稚内ブランド事業実績報告書(再申請する場合に提出)

※⑨食品検査の項目につきましては、別表(検査項目・基準)に規定しています。

7. 認定方法

●原材料

稚内ブランド推進協議会が稚内ブランド認定審査会へ付託し、各種データ等を参考に書類審査を行います。

●加工品

稚内ブランド推進協議会が稚内ブランド認定審査会へ付託し、認定基準に基づいた審査を行います。審査会は書類・試食審査及び申請者によるプレゼンテーション方式により審査しますので、申請者は必ず出席願います。(審査会の日程を決定後、調整いたします。)

8. 認定基準

稚内らしさ、コンセプト・独自性、安心・安全性、市場性・将来性、味・品質へのこだわりなどに対する基準を設け、審査します。(詳細は別紙「稚内ブランド認定審査基準」参照)

9. 認定

稚内ブランド認定審査会の審査結果を受け、稚内ブランド推進協議会が認定します。

※加工品の申請については、稚内ブランド推進協議会での最終審議の際に、再度試食品やパッケージの提供をお願いいたします。

認定された商品は、稚内ブランドや各関係機関の HP、メディア、旅行雑誌等の他、各種イベントへの出品、道内外物産展で積極的に周知します。

また、認定された商品を扱う事業者については、イベントや物産展等への積極的な参加に努めていただきます。

なお、認定商品には稚内ブランド協議会が作成する認定シール、またはパッケージへの刷り込み用データを無償で提供致します。(※シールについては数量限定)

10. 登録期間・登録料

認定された商品の有効登録期間は、3年間とします。

また、一商品につき 10,000 円/年の認定登録料が必要となります。(3年間で 30,000 円)

11. 問い合わせ先

稚内ブランド推進協議会 (<http://www.wakkanai-brand.jp>)

事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課物産振興・ふるさと納税グループ

住所：稚内市中央3丁目13番15号

TEL：23-6330

FAX：23-7999

E-mail：suisansyoko@city.wakkanai.lg.jp